

研究部会（2025-27 年）の再募集について

会長 星野 泉

研究部会規程に従い、2025-27 年の研究部会を下記の要領で再募集します。なお、このたび募集する研究部会の最終成果は、2027 年に開催される第 44 回大会（開催校未定）及び学会誌を通じて発表していただくことになります。

記

申請期限：2025 年 7 月 18 日（金）

申 請 書：A4 用紙 1 枚に、次の事項を記入したものを申請先に提出してください。

- ①研究課題
- ②研究目的及び概要
- ③研究組織（研究代表者及び研究分担者の氏名と所属）

申 請 先：学会事務局

〒530-0041 大阪市北区天神橋 2 丁目北 2-6 大和南森町ビル
（株）清文社内 日本地方自治研究学会
TEL (06) 6135-4064 FAX (06) 6135-4060
E-mail tihoujichi@skattsei.co.jp

補助金：1 件あたり 20 万円

【参 考】 研究部会規程（2023 年 9 月 23 日改正）

（研究部会の構成）

第 1 条 研究部会は、4 名以上の会員又は会長提案による研究課題に参画する会員によって組織する。

（研究期間）

第 2 条 研究部会の研究期間は、原則として 2 年間とする。

（補助金）

第 3 条 研究部会に対して補助金を交付する。

2 補助金の金額は、常任理事会が決定する。

（研究成果の発表）

第 4 条 研究部会は、その研究成果を年次大会及び学会誌において発表しなければならない。この場合において学会誌への投稿は、原則として、研究部会の研究責任者及び研究分担者が、単著又は共著による研究論文等として行うものとする。

2 研究部会の研究成果の主要な部分が学会誌で発表されないときは、前項の規定により発表される部分を除き、研究責任者は、研究分担者と連名で、投稿細則第 1 条第 6 号に規定する研究部会報告を学会誌に投稿するものとする。

（研究部会の申請）

第 5 条 研究部会を組織することを希望する会員は、毎年 5 月末日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を常任理事会に提出しなければならない。

- (1) 研究課題
- (2) 研究目的及び概要
- (3) 研究組織（研究代表者、研究分担者の氏名及び所属）

（選考）

第 6 条 常任理事会は、申請書を審査し、その結果を申請者に通知するとともに、理事会及び会員総会で発表するものとする。